

そこに社会があった  
——硫黄島の地上戦と〈島民〉たち

石原俊

Ishihara Shun

---

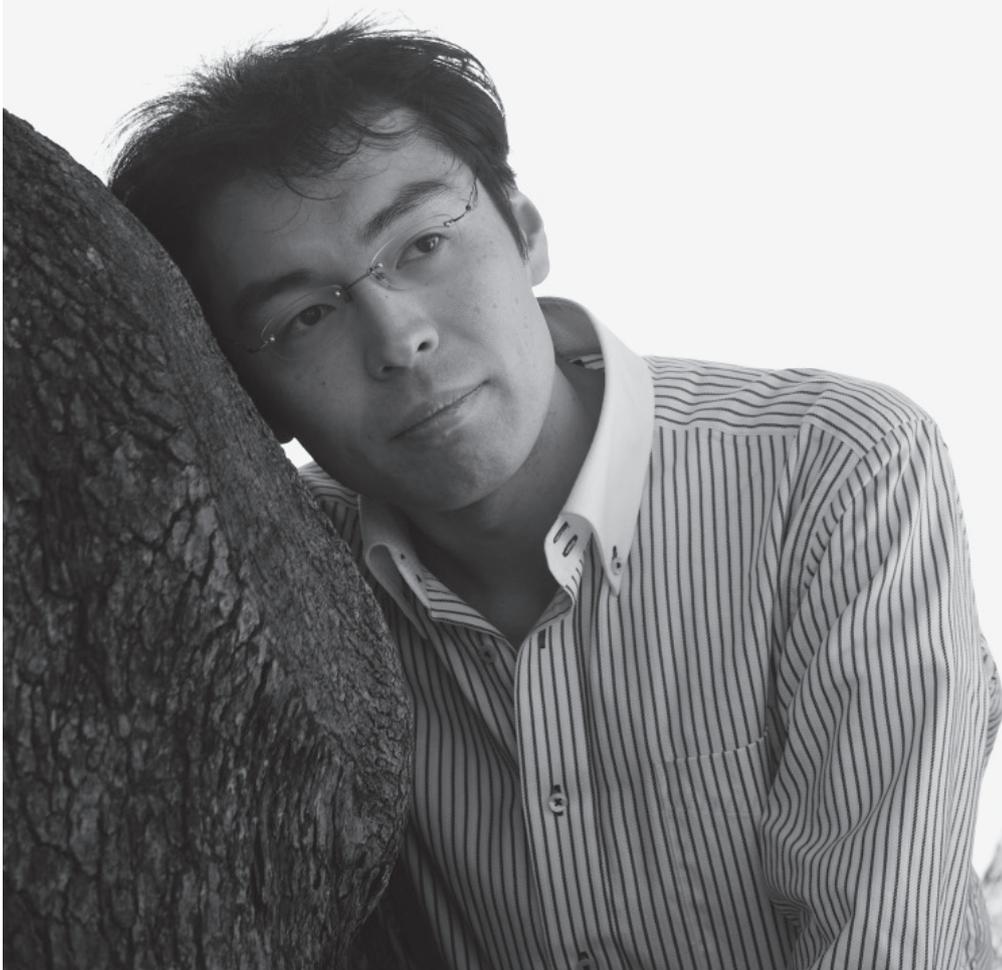
Mobile Society Review 未来心理 [15号] 掲載

2009年3月25日発行

そこに社会があった

——硫黄島の地上戦と〈島民〉たち

石原俊 Ishihara Shun



▼1  
 原作はBradley, James & Powers, Ron. 『Flags of Our Fathers』. Bantam Books, 2000. (1)島田三蔵訳『硫黄島の星条旗』文藝春秋(二〇〇二)。ただし映画と記録文学は当然にも表現様式が異なるため、本稿における論評は映画作品のみを対象としたものである。

▼2  
 中原昌也・蓮實重彦「映画の頭脳破壊 第一回：人類の創生—硫黄島からの手紙」『文学界』二〇〇七年一月号、文藝春秋。



米軍戦勝記念レリーフ(小笠原村教育委員会編『ひらけゆく小笠原』一九八五)

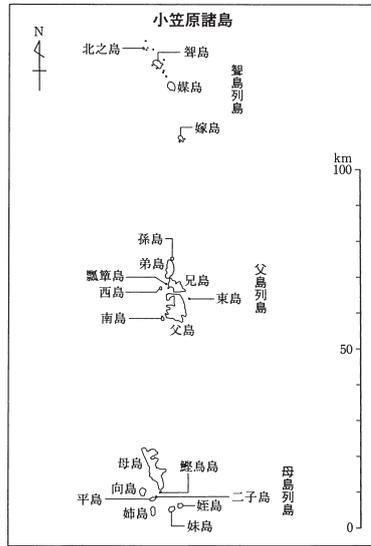
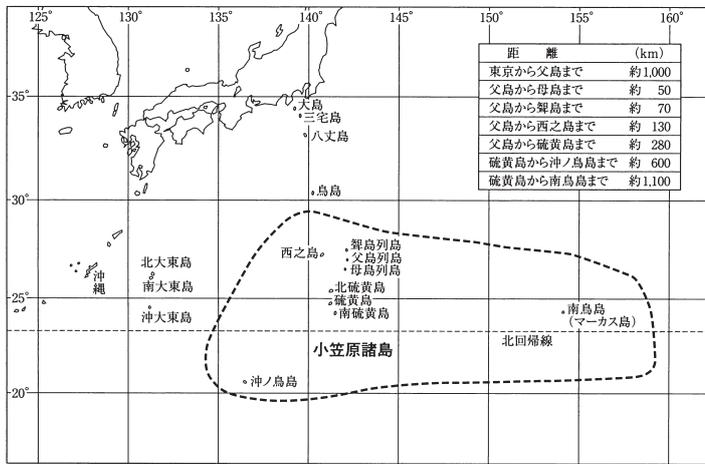


硫黄島に残る日本軍高射砲の残骸(小笠原村教育委員会編『ひらけゆく小笠原』一九八五)

## 一 地上戦の表象と〈島民〉の忘却——「硫黄島二部作」が伝達しないこと

二〇〇六年、クリント・イーストウッド監督の「硫黄島二部作」がいわゆる「硫黄島ブーム」を引き起こした。その一本である『父親たちの星条旗』(Flags of Our Fathers) (配給・ワーナーブラザーズ) は、戦場映画にありがちな意味の過剰、とりわけ戦死をめぐる意味への脅迫から距離をとることができた、たいへん希有な作品だと思われる。

イーストウッドはこの映画で、硫黄島の戦場シーンをすべて兵士たちの回想やフラッシュバックとして描く。その提示方法も特異であり、蓮實重彦が指摘するように、「回想しているのが誰だかわからない。そいつの若いとき

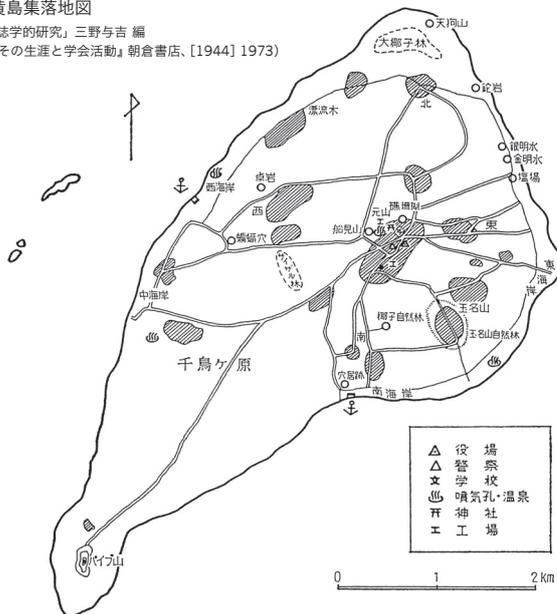


小笠原諸島・硫黄諸島(火山列島)の位置関係

(郭南燕/ガバン・マコーマック『小笠原諸島——アジア・太平洋から見た環境文化』平凡社、2005)

### 1937年時点の硫黄島集落地図

(岩崎健吉「硫黄島の地誌学的研究」三野与吉 編『地理学者岩崎健吉——その生涯と学会活動』朝倉書店、[1944] 1973)



の顔がどれかもわからない。…「中略」…ところがそのわからないことからからないままに話が流れていく。想起し意味づける主体ではなく、想起そのもののシークエンスが前面に出てくる。こうした手法は、既存の戦場にかかわる表象のほとんどが(主体は国民、人類にとつての)生や死の意味への脅迫に満ちていることを自覚したうえで採用された戦略であるだろう。この映画は、想起という情動レベルのシークエンスそれ自体に〈戦場〉を語らせることによって、結果的に戦場における死の無惨さ、元兵士のトラウマの深刻さ、そして総力戦国家が必要とする「国民的英雄」「国民的犠牲」といった意味への脅迫の欺瞞を、次々に浮かび上がらせていくのである。

しかしその傍らで、『父親たちの星条旗』が映像から排除したものがあつた。イーストウッドは、たまたま硫黄島の摺鉢山に星条旗を立てる写真の被写体になった「インディアン」の海兵隊員アイラが、戦場からの生還後にトラウ

▼3 原作は、栗林忠道著／吉田洋由子編『五枚捨指揮官の経緯』小学館、二〇〇一。注一と同様。ここでは本稿は映画作品のみについて論評している。栗林は陸軍所屬の中將(死の直前に大將に昇進)であったが、小笠原兵团は大本营に直属していた。

▼4 加藤陽子はこうしたイーストウッドによる栗林への意味づけに異を唱え、むしろ栗林らしい小笠原兵团が硫黄島で一ヶ月以上もちこたえたことを、日本陸軍の徹底抗戦派が「本土決戦へ国民を導くため、嫌というほど利用し」た点を強調する(保阪正康／加藤陽子／福田和也『新資料から立ちのぼる栗林忠道の品格』週刊現代、二〇〇七年一月六・二三日合併号、講談社)。

▼5 この語りは、米軍に奪取される前に硫黄島を海に沈めるといって、小笠原兵团参謀の堀江芳孝少佐がもっていた構想とコインの表裏をなしている(堀江芳孝『闘魂 硫黄島―小笠原兵团参謀の回想』光人社、一九六五―二〇〇五、七二―八六頁)。

▼6 硫黄諸島は、硫黄島(または中硫黄島)、北硫黄島、南硫黄島からなる。このうち地上戦が行われた硫黄島は、東京都心から南方に約二〇〇km、父島から南南西に約一八〇km、サイパン島の約一〇〇km北方に位置する火山島である。硫黄諸島は「火山列島」とも呼ばれるが、本稿では硫黄諸島で統一する。また行政区分上では、現在の硫黄諸島は南鳥島などとともに東京都小笠原村に属し、小笠原諸島の一部として扱われるが、本稿では両諸島を併列し、小笠原諸島を父島・母島およびその周辺の島々に限定して使用し、る。

マと差別に苦しみながら「国民的英雄」として米国戦時国債販売キャンペーンに利用されつくす過程を、執拗に描いている。だが他方で日本兵は、「見えない敵」一般として表象されている。当然にも、現地徴用され地上戦に動員された硫黄島民は登場しない。このことを象徴するかのように、イーストウッドは硫黄島侵攻に先立つシーンで、兵士たちに訓辞する海兵隊の将校に、硫黄島は「摺鉢山以外何も無い」「醜い岩の塊」だという台詞を語らせる。じつさい『父親たちの星条旗』は、元兵士たちの想起のシークエンスのなかに「醜い岩の塊」としての硫黄島のイメージを執拗に反復させるが、そのことは同時に硫黄諸島における住民や社会の存在を端的に映像から排除する効果をもってしまう。

「二部作」のもう一本『硫黄島からの手紙 Letters from Iwo Jima』(配給:ワーナーブラザーズ)は、硫黄島の地上戦を指揮した小笠原兵团長の栗林忠道中將が島から「内地」の家族に向けて送った書簡を原作としているため、栗林をめぐる状況にそれなりのウェイトが置かれた映像になっている。『硫黄島からの手紙』はまずこの点で、ほぼ一貫して兵士たちに照準し続けた『父親たちの星条旗』とはかなり性質が異なる映画である。

また『硫黄島からの手紙』は物語性が強く、『父親たちの星条旗』ほどには戦場の生と死にまつわる意味の過剰から距離をとることができていない。イーストウッドはこの映画でも、先走って玉砕する隊や自決する兵士たちの姿を描き、戦場における死の無惨さを浮き彫りにしようとするが、これと対比される形で栗林という存在にはむしろ過剰な意味が付与されていく。ここでは栗林は、大本营から捨て駒にされながらも、米軍の戦意を挫くために塹壕戦を軸とした戦術で粘り強い抵抗を試み、「われわれの子どもらが日本でも一日でも長く、安泰に暮らせる」「劇中の栗林の台詞」ために貢献した、徹底的に「合理的」な戦術家として浮き立たせられる。

この映画には一シークエンスだけ、硫黄島の住民とその集落が登場する。そしてイーストウッドは、米軍機による空襲の激化を受けて住民を強制疎開させる決定を行う栗林に、「島民は速やかに本土に戻す、ことにしましょう」と語らせている。しかしこの時点での硫黄諸島は、最初の本格的な入植が開

始されてから半世紀以上を経ており、そこにはまぎれもなく社会生活が培われていた。にもかかわらず、あくまでも強制疎開＝強制移住は「戻す」と表現されるのである。またイーストウッドは、栗林を「島民」を「本土」に「戻す」措置を決断した「人道的」存在として表現するいっぽう、強制疎開の対象から外され地上戦に動員された硫黄諸島出身者たちの存在については、端的に映像から排除してしまっている。

そして『硫黄島からの手紙』に登場する日本兵は、『父親たちの星条旗』の米兵よりさらに露骨に、この島に社会がある／あったことを消去するような言葉を吐く。

「くそっ、こんな島、アメ公にやっちゃまえばいいんだよ。何にも生えねえし、くせえし、暑いし、虫だらけだよ。しかも水がねえ……」

「この島は、神聖な国土の一部やないか」

「どこが神聖なんだよ、こんな島。いっそのこと、こんな島アメリカにくれてやろうぜ。そうすりゃ家に帰れる」

これは、破壊されていく故郷で地上戦に動員された島民の「同僚」である「日本人」兵士の台詞である。

周知のように、アジア太平洋戦争末期に住民の大多数を島に残留させたまま地上戦へ突入した沖繩島とその周辺の島々については、軍務動員された住民たちの状況に関する幾多の研究が蓄積されている。

日本軍は沖繩諸島と同様、小笠原諸島や硫黄諸島においても米軍との地上戦の遂行を想定し、「本土」防衛のための「捨て石」としての利用を図っていた。硫黄諸島においても凄惨というほかない地上戦が展開されたが、地上戦に参画したのはほぼ全員が軍関係者であった。沖繩諸島の場合と異なり、硫黄諸島民の大多数は地上戦開始以前に「内地」へ強制疎開させられていたからである。だが既述のように、この時点で硫黄諸島はすでに半世紀以上、入植地として発展してきた。そして小笠原諸島や硫黄諸島でも、沖繩諸島とは規模が異なるとはいえ、現地徴用され強制疎開の対象からも除外され

▼7 大日本帝国憲法下での定義にしたがえば、北海道、沖縄諸島、小笠原諸島そして硫黄諸島などは、法文の上では「内地」の範囲に含まれる。だがこれらの島々の住民は、本州、九州、四国とその周辺の島々を「内地」と称してきていた。本稿においても、後者の俗称としての「内地」をカッコつきで使用する。

▼8 石田龍次郎『硫黄島』、『日本地理大系 四巻・関東篇』改造社、一九三〇。同『硫黄島の産業的進化―孤立環境に関する経済地理学的考察』『地理学評論』六巻七号、一九三〇。岩崎健吉『硫黄島の地誌的研究』三野与吉編『地理学若崎健吉とその生涯と学会活動』朝倉書店、一九四一―一九七三。

▼9 財団法人都市調査会編『硫黄島関係歴史資料等収集・整理調査報告書』一九八二。

▼10 ロバート・エルドリッチ『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係―南洋新報』二〇〇八。

▼11 拙著『近代日本と小笠原諸島―移民の島々と帝国』平凡社、二〇〇七。拙著はこうして帰化させられていった人びと（の子孫）に照準し、かれらが世界市場の動向や主権的能に翻弄されたながらも、群島で培ってきたエコノミーを実践的に組み換えて、どのように生きぬいてきたのかを叙述した。

▼12 この「南洋」巡航は、横尾東作らが榎本武揚へ硫黄諸島の開発を建議し、「南洋公会設立大意」を起草して実現させた企画であった。「望月雅彦」「玉置半右衛門と鳥島開拓」明治期邦

た住民たちが存在した。

しかし「戦後」日本社会は、日米軍の地上戦が行われた硫黄島に住民の社会生活が存在したことや、地上戦で戦死した人びとのなかに現地徴用された硫黄島民がいたことを、忘却してきたといっても過言ではない。

イーストウッドの映画にかぎらず、日本内外で刊行された硫黄諸島の「戦争」や「戦後」に関するおびただしい数の一般向け著述や映像の大半は、諸島外（主に日本「本土」と米国「本土」）から動員されて地上戦に参加した戦闘員の経験にばかり照準してきた。社会的影響が無視できないこれら「戦記物」からは、硫黄諸島民の経験をうかがうことがほとんどできない。アカデミックな著述でも、強制疎開前の硫黄諸島でフィールドワークを行った経験をもつ地理学者の石田龍次郎や岩崎健吉の調査報告、一九八〇年代に財団法人都市調査会が行った硫黄諸島関係の文献資料調査報告、そしてロバート・エルドリッチによる国際関係論的な観点からの部分的な言及を除けば、<sup>10</sup>

硫黄諸島民に焦点をあてた人文・社会科学的研究は皆無に近い。

以下で本稿は、アジア太平洋戦争にいたるまで半世紀以上かけて形作られてきた硫黄諸島の入植者の社会について、従来ふれられることのなかった資料も参照しながら、その輪郭を描き出そうと思う。またこの群島の人びとは、アジア太平洋戦争の前線に置かれ強制疎開や軍務動員の対象となり、戦後は長らく故郷喪失・住民離散（ディアスポラ状況）のなかで生きることを強いられてきた。このような硫黄諸島民（の子孫）の経験がどのように「伝達」されていくべきなのかについても、紙幅の許す範囲で考察を行いたい。

## 二 農業入植地としての硫黄諸島——日本帝国の「南洋」開発のなかで

硫黄諸島は小笠原諸島などとともに、日本帝国における早期の「南洋」入植地として発達した群島である。

小笠原諸島と硫黄諸島はもともと無人島であった。小笠原諸島では一八三

〇年頃、捕鯨業の隆盛を背景として北西太平洋にも世界市場の波が押し寄せた。欧米大陸や太平洋・大西洋・インド洋の島々など世界各地から出身地も経歴も雑多な人びとが入植または寄留し始め、寄港する捕鯨船との交易などを基盤に、海に開かれた自律的なエコノミーを形作っていた。だが一八七〇年代、明治政府が小笠原諸島に対する排他的な法の導入に成功すると、かれら（の子孫）はすべて日本帝国の臣民＝国民として帰化させられ、「帰化人」として掌握されていく。<sup>11</sup>これと並行して「内地」から小笠原諸島への入植が進められ、この群島は急速に人口を増やしていった。

硫黄諸島はその後もしばらく無人島の状態が続いていたが、一八八七年一月、東京府知事の高崎五六が率いる「南洋」視察団が、その二年前に小笠原諸島の領有を宣言する明治政府の官吏団を乗せていた蒸気軍艦・明治丸で、伊豆諸島から小笠原諸島を経て硫黄諸島まで巡航した。<sup>12</sup>この巡航に刺激された父島の住民・田中栄次郎は一八八九年、漁業や硫黄採掘の試験のために部下を率いて帆船で硫黄島に渡航し、開発に着手する。そして一八九一年九月、日本帝国は勅令によって硫黄諸島の領有を宣言し、翌九二年から硫黄島で硫黄採掘を目的とした本格的な入植が開始されたのである。北硫黄島への入植・開発も、一八九八年には本格的に着手された。<sup>13</sup>

硫黄諸島の入植者数は当初はわずかであったが、後述する農業経済の発展によって、一九一〇年前後から表1のように急激に増え続けた。入植者のなかでは、八丈島の出身者と、先に「南洋」入植地として開発が進んでいた小笠原諸島の父島・母島からの（再）移住者が、かなりの割合を占めていた。一九三八年に前述の岩崎健吉が硫黄島の大正尋常高等小学校的児童について「父兄原籍地」の悉皆調査を実施したところ、半数の「原籍地」がこの三島に集中していたといえる。<sup>14</sup>

硫黄島には河川がないばかりか湧き水も地下水もなかったため、島民たちはコンクリートの水槽に導水管を引いて雨水を溜め、これを汲んで生活用水や農業用水に使用していた。<sup>15</sup>それでも硫黄島の主産業は、強制疎開にいたるまでほぼ一貫して農業であった。表2からは、強制疎開直前の硫黄諸島民のうち約半数が、農業を主たる生計手段とする世帯に属していたことがわかる。

人の南洋進出の視点から、「南島史」四〇号、南島史学会一九九二(四四・四七頁)。ここからわかるように、日本帝国による硫黄諸島の領有・開発の契機となったこの巡航の背景には、当時の「南洋」開発熱が存在している。前掲拙著の第八章では、世紀転換期の日本帝国の「南洋」開発をめぐる諸言語・諸実践の質を小笠原諸島の状況から照射した。

▼13 ほぼ全島が急斜面からなる南硫黄島では、漂着者を除いて生活をいとむ人はいなかった。

▼14 岩崎前掲 八一・八五頁

▼15 岩崎前掲 七五頁。

▼16 石田前掲『硫黄島の産業的進化』五二四―五三五頁、石田前掲『硫黄島』三八四頁。

▼17 浅沼さんは両親が硫黄島の小作人をやめて父島に移住した後、数年間は硫黄島の生家にとどまって祖母に育てられたそうだが、尋常小学校四年生になる春に父島の両親のもとに引き取られた。父島では強制疎開が実施された前、軍夫として現地徴用されたが、まもなく米軍機の空襲で負傷したため、母親やきょうだいと一緒に「内地」に疎開した。敗戦後は日米両政府によって長らく帰島を許されなかったが、小笠原諸島の「施政権返還」後の一九七〇年に父島に帰島して、その後は父島で暮らしている。

▼18 齋藤止「あゝ硫黄島 中村栄寿編『硫黄島同窓会会報』五号 硫黄島戦前史刊行会 一九八四。

表1 硫黄諸島の人口推移

年	内 訳	硫黄島村				北硫黄島			
		世帯	人口		世帯	人口		計	
			男	女		男	女		
1895	1	6	-	6	-	-	-	-	
1900	1	26	4	30	-	-	-	-	
1905	8	24	19	43	36	92	87	179	
1910	52	127	119	246	37	93	76	169	
1915	129	353	326	679	43	110	102	212	
1920	169	537	446	983	33	99	80	179	
1925	196	627	517	1,144	17	36	39	75	
1930	-	548	480	1,028	-	69	55	124	
1935	-	566	499	1,065	-	48	44	92	
1940	184	563	488	1,051	21	53	50	103	
1944	216	629	535	1,164	17	48	42	90	

(財団法人都市調査会 編『硫黄島関係既存資料等収集・整理調査報告書』1982)

表2 1944年4月時点の硫黄諸島における職業別戸数および人口

種別	島別	硫黄島		北硫黄島		合計	
		世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口
農業	業	95	582	7	33	102	615
漁業	業	7	44	8	48	15	92
商業	業	7	47			7	47
一般公務	吏員	13	58	2	9	15	67
一般事務	事務	13	64			13	64
大工	職	2	7			2	7
桶石	職	2	12			2	12
力	職	2	14			2	14
土	職	2	14			2	14
運	業	1	9			1	9
送	業	2	13			2	13
旅館	業	1	2			1	2
飲食	業	1	6			1	6
一般労働者	者	68	292			68	292
合計		216	1,164	17	90	233	1,254

(財団法人都市調査会 前掲)

硫黄諸島では入植当初から二〇世紀初頭まで、硫黄採掘と漁業、野菜類の栽培による自給自足的なエコノミーが継続していた。その後一九〇七年頃には綿花の栽培が主流となったが、一九一〇年代には甘蔗の栽培と白下糖の製造に特化したモノカルチャー経済が形成された。しかし一九二〇年代後半には、国際市場における糖価の下落にともなって糖業モノカルチャー経済の維持も困難になってきたため、糖業のほかに、ココアの栽培とココインの製造、香水の原料となるレモンガラスや農薬用殺虫剤の原料となるデリスの栽培と

精製、さらに「内地」市場に移出される野菜類の栽培など、農産物の多角化が図られ、とりわけココアの移出額は一九三〇年代に入ると砂糖の移出額を上回っていく。ただし前述のように河川や湧水がないため、米は栽培できず一貫して移入に頼らざるを得なかった。<sup>16</sup>

一九二九年に硫黄島の北部で生まれ九歳まで島で育った浅沼碩行(ひろゆき)さんは、筆者のインタヴューに対して、両親や祖父母が甘蔗のほか、レモンガラス、ココア、カボチャ、トウガンなど、さまざまな作物を栽培していたと回想する。<sup>17</sup>

### 三 硫黄諸島民と地主制——小作人たちをめぐる収奪と自律

ただしひとくちに農業経済といっても、硫黄諸島民のエコノミーには特徴的な点がいくつもあった。

まず表3からも一目瞭然だが、硫黄諸島の農民のほとんどは小作人であり、しかもその大多数が久保田拓殖合資会社(一九一三年設立)、これを買収した硫黄島拓殖製糖会社(一九二〇年設立)、その後進の硫黄島産業株式会社(一九三六年社名変更)の小作人、あるいはその経営者の小作人であった。また小作人の過半数は会社の従業員との兼業であり、農業の合間に会社の製糖工場、ココア製造工場、レモンガラス精製工場などの工場労働や関連倉庫における労働に従事するほか、定期船で移出入される商品の港湾荷役の負担も求められていた。<sup>18</sup> しかも硫黄諸島の小作人たちは次に述べるように、「内地」の小作人以上に地主のコントロールを受けやすい立場に置かれていた。浅沼さんの祖父や父母も小作人であった。

一九三三年一月の『東京朝日新聞』の記事は、硫黄島拓殖製糖会社の小作人である伊東仁之松と瀧澤秀吉が「内地」に渡航し、東京府小作官に自分たちの「窮状」をうったえ争議調停を依頼したと報じている。この二人は、前年の一九三二年に結成された硫黄島小作人組合の代表であった。

記事によれば硫黄諸島の小作人は、一部自給自用に栽培・飼育を認めら

▼19 『東京朝日新聞』一九三三年一月二〇日、朝刊二面

▼20 財団法人都市調査会前掲、四九頁。浅沼秀吉編『硫黄島―その知られざる犠牲の歴史―硫黄島産業株式会社被害者擁護連盟一九六四、三―三五頁。

▼21 『東京朝日新聞』前掲

▼22 浅沼前掲 三五―三七頁。東京都総務局三多摩島しよ対策室編『硫黄島基本調査報告書』一九七五、一八一―一九頁。その後一九三四年に府の調停官が渡島して現地調査を行い、会社が小作人からのコカの買取価格を一九三三年以前の二貫五〇銭の水準に引き上げることや、会社と小作人が五ヶ年を単位に土地の賃借契約を更改することなどの裁定を下している。

▼23 冬木道太郎『硫黄島から那須まで』高城重吉／菊池虎彦／饒平名智太郎編『望郷―島民の風土記』手記。三光社、一九五七、二二三頁。ただし牛は、食肉用というよりも農作業運搬用として飼育されていたようである。

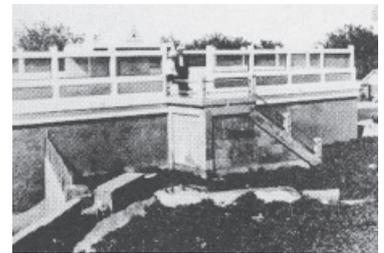
表3 1939年時点の硫黄諸島における自小作別農家戸数および人口

種別	戸数	専業						兼業					
		人口						人口					
		就業者		従属者		計		就業者		従属者		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
自作	2	15	10	1	11	16	21	-	-	-	-	-	-
自作兼小作	1	2	-	1	7	3	7	-	-	-	-	-	-
小作	22	30	20	66	69	96	89	61	98	60	86	132	184
計	25	47	30	68	87	115	117	61	98	60	86	132	184

(東京都総務局三多摩島しよ対策室編『硫黄島問題の基本的方向について―その課題と提言』1979)



強制疎開前の硫黄島の住宅  
(小笠原村教育委員会 前掲)



硫黄島産業株式会社のコカ製造工場  
(財団法人都市調査会 前掲)

れた植物や家畜を除いて自由な作付けを許されておらず、会社が指定した甘蔗やコカなどの商品作物の栽培を要求され、収穫物も世帯の食料として必要な分以外は原則として会社に納入することや、市場価格低迷時にはコカなど収穫物の一部を廃棄することを求められていた。会社は売り上げのうち小作料相当分を差し引いた額を小作人に手渡していたが、小作人たちは「自分達の手で作ったものが一体いくらで取引されたのかも知らない状況であった<sup>19</sup>。

また硫黄諸島の小作人たちは、二ヶ月に一度しか定期船の入港がないこともあって、米や学用品などの生活必需品を含む諸島外からのあらゆる商品を購入する際、会社が新橋にある系列資本の堤産業倉庫に委託して仕入れた物品を購入せざるを得ない立場に置かれていた<sup>20</sup>。しかもこうした商品の小売価格は、一般にかなり高水準に設定されていた。小作人たちは、会社に小作料

相当分を差し引かれた取り分から、さらにこれら生活必需品などの購入費を天引きされていたため、恒常的な債務状態に陥る者もすくなくなかったという。右の伊東と滝澤は『東京朝日』の記者に、「兎に角借金のないのは最近「小作人に」加わったほんの二三人に過ぎない現状」をうたっている<sup>21</sup>。

ここからもわかるように、硫黄諸島の小作人たちは、「内地」の小作人的な側面と農業労働者の側面を併せ持っているうえに、流通過程の大部分を会社に掌握されていることによって、会社からの収奪を受けやすい立場に置かれていたのである<sup>22</sup>。

ただ、以上のように小作人たちが過剰な収奪や債務状況に置かれているなかでも、硫黄諸島に餓えが存在したという記録はあまり見られない。これは会社の小作人や従業員としての労働とは別に、かれらとその家族が採集・農業・畜産・漁業を組み合わせた活動によって、自給用の食料を獲得できる状況を作り上げていたためだと思われる。

まず大半の世帯が、サツマイモ、カボチャ、トウガン、キュウリなどの蔬菜類や、バナナ、パイナップル、パイナップル、パイナップル、スイカなどの果実類の栽培といった小規模農業を行っていた。これらの収穫物でも商品作物に指定されている分は会社に納入を求められていたようだが、大部分の世帯では豊富に自給に回せるだけの収穫があったという。前述の浅沼さんの話では、こうした自給用の農業には子どもたちも一役買っていた。

「パイナップルはねえ、畑にならない、農作物ができないような山に、そういうとこに、子どもがね、おじいさんやおばさんから『畑』もらって、そこに植えるんだよ」

また小作人を含む大多数の世帯が牛・豚・鶏などを飼育・放牧しており、それらの乳・肉・卵は自給食料として消費されていた。牛には島内に自然に生えている青草が、豚にはタコの実が、鶏には島内いたるところに棲息する子ガニが餌となるため、家畜の飼育には金銭的なコストがほとんどかからなかったという<sup>23</sup>。

▼24 東京都総務局三多摩島しよ対策室 前掲、二二二―二四頁、佐藤助「ありし日の硫黄島―スケッチと随想」一九八五―一〇頁。

▼25 長田幸男「過去の思い出」中村栄寿／硫黄島同窓会編『同窓会会報 硫黄島の人びと』創刊号、一九八一。

▼26 小笠原・硫黄諸島の軍事化の過程については次を参照、防衛庁防衛研究所史室編『戦史叢書 中部太平洋陸軍作戦2―ペリリュー・アンガウル 硫黄島』朝雲新聞社、一九六八、二四六―四一六頁。原剛「小笠原諸島軍事関係史」小笠原村教育委員会編『小笠原村戦跡調査報告書』九一―八頁。

▼27 たとえば母屋を将兵の宿舎として提供し、別棟で暮らした世帯もあった(姓名奥野美代子)「私の思い出」中村栄寿／硫黄島同窓会編『同窓会会報 硫黄島の人びと』創刊号、一九八一。

▼28 東京都編『東京戦史』明光社「一九五二―二〇〇五」二二―二五九頁。小笠原諸島強制疎開から五〇年記録誌編纂委員会編『小笠原諸島強制疎開から50年記録誌』小笠原諸島強制疎開から五〇年の集い実行委員会、一九九五、二二―二五二―二五七―二五八頁。

▼29 東達夫「大正小学校の終焉」中村栄寿／硫黄島同窓会編『硫黄島同窓会会報 硫黄島の人びと』戦前の硫黄島・現在の硫黄島二冊、一九八一。

▼30 現地徴用の対象年齢が一六歳か

浅沼さんの生家でも、近所の四、五軒の小作世帯と共同で豚を飼っていた。豚の世話をする世帯は一年交代の当番制で、つぶすときには全世帯で肉を分けたという。豚は家の床下で飼われていた。

「硫黄島の家は」床下が高いから。地熱があるんでね。それで、そこで豚を飼ってるわけ。そこへタコの実の赤い熟したやつを採ってきて、そのまま置いてくと、たった一〇分で「豚が」割って食ってしまう」

さらにカヌーを用いた近海漁業によって捕獲されるトビウオ(春季)、ムロアジ(夏季から冬季)、マグロ・サワラ(夏季から秋季)などの豊富な水産物も、島民たちにタンパク源を供給していた。

硫黄諸島で漁業を主たる生計手段とする世帯は、一九四四年四月の強制疎開直前の時点で、硫黄島が七世帯四四名、北硫黄島が八世帯四名であった。また水産物は諸島内での消費に回されるほか、ムロ節など水産加工業にも供給されていた。<sup>24</sup>

だがタンパク源の自給という意味ではむしろ、島民たちが他の労働の合間に海岸での釣りなどによって水産物を得ていたことが重要である。硫黄島の住民であった長田幸男は青年学校卒業後、兄が従事する甘藷栽培を助けるいっぽうで、海が凧のときには父・兄と三人でカヌーに乗って魚釣りに出ているという。浅沼さんも、小作人としての農業だけでなく漁業などいろいろな仕事をかけもちするお父さんを、「よろず屋だった」と回想する。

「カツオの時期になると、「カヌーの」カツオ船に乗って。一〇月か一月に砂糖絞める時期には、砂糖のほうで」

そして浅沼さんは、幼少時の食事の内容を次のように語る。

「食べるものはね、ごはん「米」は朝だけ。それで、お昼はサツマイモ。そのサツマイモもね、家の前に蒸気が噴き出してる、そこに、袋に

入れてぶらさげておくと、学校から帰ってくるとふけてる「米ふかし上がっている」。で、夜はサツマイモの生の切り干しを茹でて、砂糖を入れて、しるこみたにする。あと、カボチャも砂糖で煮つけて。まあ、ごはんだけ、おかずだけ、わかんねえや。あとは、トビウオの干物か、サメの干物。干物はほとんど一年中あったなあ」

このように、硫黄諸島民の大多数を占めていた小作人たちは、会社に商品の流通過程を掌握され収奪の対象となりつつも、世帯ごとに(場合によっては複数の世帯単位で)その流通過程から相対的に自律したエコノミーを培いながら、生きぬいていたことがうかがわれる。

#### 四 硫黄諸島民と地上戦――強制疎開と軍務動員

硫黄諸島の軍事化が本格的に始まったのは、一九三二年に海軍の硫黄島飛行場が着工されてからである。一九二三年に発効したワシントン海軍軍縮条約において小笠原・硫黄諸島の軍事施設は不拡充・現状維持の対象に含まれていたため、硫黄島飛行場は「東京府第二農場」と称して着工された。だが一九四一年の対米英蘭開戦後も、陸軍の強力な要塞が築かれていた父島などに比べて硫黄島の軍事化の進展は鈍かった。<sup>25</sup>

硫黄島の陣地化が進展したのは、北西太平洋に米軍が進攻した一九四四年に入ってからである。家屋の一部を兵舎として提供するよう求められた世帯も多く、島民の日常生活にまで軍事は深く浸透していった。<sup>27</sup>

父島や硫黄島を「本土」防衛の時間稼ぎのために地上戦の場として使用する方針を固めた日本軍は一九四四年四月、父島要塞司令部の勧告などを通じて、小笠原諸島や硫黄諸島から島民を集団疎開させ始めた。そして六月一五日に小笠原・硫黄諸島が米軍による最初の大空襲を受けたことから、六月二六日には東京都長官が、軍の勧告を受けた内務・厚生両次官の通牒に基づいて

ら五〇歳であったという説も存  
在する。

▼31 『小笠原諸島強制疎開から50年  
記録』に記載されている強制  
疎開経験者へのアンケート結果  
によれば、扶養すべき家族がい  
るで現地徴用を免れた人もい  
たようだが、他方で初めての子  
どもを妊娠中の妻がいるのに現  
地招集の対象となり、そのまま  
戦死に追い込まれた人もいた  
同、二〇五―二二頁。

▼32 浅沼 前掲 八頁、東京都総務  
局行政部地方課編『小笠原諸  
島概況 一九六七―三九頁。

▼33 堀江 前掲 六五頁。

▼34 八月二四日硫黄島の軍用船で  
待避した社員の一人は、「内地」  
に到着した後で会社の本社に立  
ち寄ったころ、常務から一時  
金〇〇円を手渡されたが、そ  
の後会社から連絡は一切なく、  
硫黄島で作業に従事した二ヶ月  
分の給料も退職金も支払われず  
じまっていたという(浅沼 前掲  
二八―三九頁)。

▼35 浅沼 前掲 七一―九頁。この  
連盟・会社間の紛争の結果につ  
いては、事情を知っていると  
いわれる関係者へのアポイントに  
努めているが、本稿の入稿時点  
では正確な情報を得ることがで  
きなかった。

▼36 三月二六日以降の日本兵たち  
の状況については、この取材  
班のメンバーが編集した次の  
著書を参照。NHK取材班編  
『硫黄島玉砕戦―生還者たちが  
語る真実』、日本放送出版協会、  
二〇〇七―一五八―一〇六頁。

て、小笠原支庁長に正式な「引揚命令」を発動した。結局一九四四年四月か  
ら七月までの約四ヶ月間に、小笠原諸島民六四五七名のうち五七九二名、硫  
黄諸島民一二五四名のうち一〇九四名が「内地」に疎開させられることにな  
った。<sup>28</sup> かれらは携行できるわずかな荷物を除いて、家屋や畑とそれに付随す  
るすべての財産の放棄を余儀なくされた。硫黄諸島からの疎開者が携行でき  
る荷物は、一人あたり二個以内に制限されていたという。<sup>29</sup>

一九四四年七月末の時点で小笠原諸島に残留させられた島民は六六五名、  
硫黄島の残留者は一六〇名であった(北硫黄島は残留者なし)。硫黄島にお  
いては、一六歳から六〇歳までの男子は原則として現地徴用の対象になった  
ようである。<sup>30</sup> 該当年齢の男子でも扶養すべき家族がいる者は現地徴用を免れ  
たという記録も残っているが、硫黄島民の現地徴用免除に関してどのような  
基準が適用されたのかは、厳密には定かでない。<sup>31</sup>

残留した島民のなかには、地上戦が開始されるまでに軍命によって父島や  
「内地」に移送された人も五七名(後述する硫黄島産業株式会社によって残  
留させられた二二名中の六名を含む)いたが、残り一〇三名の島民(沖繩出  
身の住民を含む)が、海軍二〇四設営隊や陸軍硫黄島臨時野戦貨物廠の軍属  
として地上戦に動員されている。<sup>32</sup>

また硫黄島民の一〇三名の残留者のなかには、当初は軍属として正規徴用  
を受けず、硫黄島産業株式会社の業務に従事させられていた二二名が含まれ  
ている。そのうち五名は、硫黄島の女性と結婚していた沖繩出身の住民だっ  
たようである。<sup>33</sup> この二二名のなかで、地上戦に動員され生きながらえた五名  
のうち沖繩出身者を除く三名と、地上戦開始前に「内地」に移送された六名  
のうち三名が、戦死した一一名の遺族の一部とともに、一九六〇年代に硫黄  
島産業株式会社被害者擁護連盟を結成し、会社に対して、未払い賃金の支払  
い、結果的に戦死に追い込まれた人の遺族に対する慰謝料の支払い、戦傷し  
た人に対する傷病見舞金の支払いなどを請求している。

同連盟が作成したパンフレットによれば、この二二名は一九四四年七月初  
旬、村長や村役場の兵事係から軍の命令で「徴用」の対象になったと告げら  
れて島に残留したが、軍から徴用令書の交付や業務指示は一切なく、硫黄島

産業株式会社の現地責任者であった常務取締役の監督のもと、コカ刈り、コ  
カインの製造、荷造り、運搬など会社のための業務をさせられていた。だが  
この常務は製品のコカインを移出する段取りを終えると、二二名中の数名に  
対してのみ「内地」渡航の便宜を図ったが、残りの人びとの渡航は手配しな  
いまま七月末に軍用機に便乗して「内地」に待避してしまったので、結局一  
六名が硫黄島に置き去りにされることになった。

残された一六名は九月二七日に軍司令部に呼び出され、初めて自分たちが  
軍から正規の徴用を受けていないことを知らされるとともに、「本島もいよ  
いよ戦場となる可能性が推定されるのに島民が勝手に徘徊されては軍紀上困  
るので本日より諸君を徴用する」と告げられ、正式に軍属として現地徴用さ  
れ徴用令書と辞令を受け取っている。<sup>35</sup>

一九四五年二月一九日、米海兵隊は硫黄島に対する上陸作戦を開始した。  
一ヶ月以上におよぶ地上戦の後、栗林が約四〇〇名といわれる将兵を率いて  
米軍の幕営地への突撃を執行した三月二六日に、日本軍の組織的な抵抗は終  
結した。しかしNHKスペシャル「硫黄島玉砕戦 生還六一年目の証言」の  
取材班のインタヴューに応じた生還者たちの語りによれば、三月二六日以降  
も七月頃にかけて、米軍による投降勧告を拒み、あるいは部下や同僚の投降  
を阻みながら、統一的な指揮系統なく壕内で潜伏と抵抗を続けた日本兵たち  
が数多くいた。<sup>36</sup> 米軍は投降勧告にしたがわなかった日本兵には、容赦ない  
「掃討作戦」を展開した。

硫黄島における日本軍側の戦死者は厚生労働省の調査によれば二〇一二九  
名、米軍側の戦死者は六八二二名であったとされている。地上戦に動員され  
た硫黄島民一〇三名(沖繩出身の住民を含む)のうち九三名が死亡し、米軍  
の捕虜となり地上戦の終結後まで生き残った島民はわずか一〇名(沖繩出身  
の住民を含む)であった。<sup>37</sup>

他方で小笠原諸島の父島・母島においては、強力な要塞を擁する父島での  
戦闘を嫌った米軍によって地上戦は回避された。米軍は四月以降、硫黄島で  
「掃討作戦」を継続するとともに、西方の沖繩諸島へと侵攻していく。

## 五 継続する〈疎開離散〉——伝達されるべきこと

▼37 島民の生存者を「五名」として  
いる資料も存在するが、こうした資料は会社によって残留させられ後に正規徴用されたと思われる一六名のなかにいた五名の生存者（沖繩出身の住民二名を含む）を、「死者」の側に算入してしまっている（東京都総務局行政部地方課 前掲、三九頁）。この一六名の存在を考慮に入れているアタでも、地上戦に動員された人数については沖繩出身者五名を含めた一〇三名という数字を掲げながら、生還者数については沖繩出身者の該当者二名を含めない、「八名」という数字をあげるものが多い（長田幸男『硫黄島の想い出——硫黄島参戦資料』二〇〇二、一六一—一七頁。小笠原諸島強制疎開から五〇年記録誌編集委員会 前掲、一五二—一五四頁）。

▼38 石井進則「小笠原諸島概史2—日米交渉を中心として」財団法人小笠原協会、一九六八、一五〇—一五二頁。

▼39 第二条は、正確には次のような法文である。

日本国は北緯二九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）、燐燐岩の南の南方諸島（小笠原諸島、西之島及び火山列島を含む）、並びに沖の島及び南島を合衆国を唯一の施政権とする信託統治制度のもとにおくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の諸力の全部及び一部行使する権利を有するものとする（外務省編『主要条約集（平成一〇年版）上』一九九八、五一—六頁）。

日本の敗戦後、小笠原・硫黄諸島における軍関係者は、戦犯容疑者としてサイパン島などに抑留された人を除いて、捕虜となってグアム島、ハワイ諸島や米本土に送られていた人や現地徴用された住民を含むほぼ全員が、一九四五年から四七年にかけて「内地」に移送された。

しかし小笠原諸島に関しては一九四六年一〇月、米政府の特例措置によって、日本帝国のもとで「帰化人」として掌握されていた人びととその家族のみ、父島への帰島・再居住が許された。そのうち一二九名が、米軍管理下の父島への帰島を選択している。

だがその後も小笠原・硫黄両諸島は米軍が秘密基地として利用し続けたために、「内地」出身者（の子孫）には帰島・再居住が認められなかった。故郷への帰還を許されず、なし崩し的に〈疎開離散〉というべき状況に投げ出されていった小笠原・硫黄諸島民たちは、かれらにとって生計の基盤が脆弱な「内地」でなんとか生きぬこうとしたが、折から「内地」の経済を襲ったハイパー・インフレーションも災いして、多くの人びとが経済的に困窮していった。<sup>38</sup> 埼玉県の武蔵嵐山で敗戦を迎えた浅沼さん一家も、父島にも硫黄島にも帰還を許されないなかで、衣食住に困窮する時期が長らく続いた。浅沼さんは筆者に「何度、一家心中を考えたかわからない」と語っている。

一九五一年、「日本国との平和条約」（通称・サンフランシスコ講和条約）が、軍事同盟である「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（通称・日米安全保障条約）とセットで締結された。翌五二年に発効したこの条約の第三条には、小笠原諸島、硫黄諸島（火山列島）、沖繩諸島、奄美諸島、大東諸島などを米国の施政権下に置くことに日本国が同意するという、例外的な条項が挿入されていた。<sup>39</sup> この第三条は、日本国の（再）独立それ自体が、当初から日本国に小笠原・硫黄諸島や沖繩諸島などの「潜在主権」を与えたりえ、日本国がアメリカ合衆国にこれらの島々を自主的

に貸与することを、いわば前提条件として承認されたことを示している。

一九六八年、小笠原諸島や硫黄諸島の施政権が日本国に「返還」された。だが日本政府は、父島と母島については強制疎開前の島民（の子孫）の再居住を認めたが、硫黄島には米国空軍に代わって自衛隊を駐屯させ始めるいっぽうで（米沿岸警備隊は引き続き駐留）、不発弾の未処理、火山活動の危険などを理由に、北硫黄島を含む硫黄諸島に強制疎開前の島民（の子孫）が再居住することを認めなかった。

「施政権返還」の半年後の一九六九年一月には、硫黄諸島の「旧島民」有志によって硫黄島帰島促進協議会が結成され、日本国や東京都に対して帰島と再居住を求める陳情を活発化させ始めた。<sup>40</sup> しかし一九八四年、首相の諮問機関である小笠原諸島振興審議会は、「火山活動」や「不発弾」の存在などを理由にあげ、硫黄諸島への帰島・再居住は困難であるとの答申を提出した。その直後、東京都は「硫黄島旧島民への見舞金に関する検討委員会」を設置して審議を開始し、翌八五年に「硫黄島等の旧島民の特別の心情に報いるため」として、「旧島民」（とその法定相続人）一人あたり四五万円を現金給付した。<sup>41</sup>

現在でも硫黄諸島には、「旧島民」（の子孫）を含む民間人の居住は一切認められていない。かれらが故郷の地を踏めるのは、「施政権返還」に先立つ一九六五年からほぼ毎年一回実施されている、日帰りもしくは一泊の墓参旅行のときだけである。<sup>42</sup>

硫黄諸島は、アジア太平洋戦争の前線として日米軍の地上戦に利用され、冷戦下ではアジア太平洋における米軍の秘密基地として（日本政府の同意のもとで）利用されてきた。そうした過程で硫黄諸島民とその子孫たちは、強制疎開あるいは軍務動員、そして故郷喪失と住民離散のただなかに置かれ、主権的な力によって翻弄されてきた。このように、戦時から戦後にわたるアジア太平洋の構造的再編に伴う矛盾を、〈疎開離散〉という形で半世紀以上にわたって背負わされてきた存在であるにもかかわらず、かれらの経験あるいは存在そのものは、日本国内でさえ多くの人びとから忘れられてきた。そして近年では、強制疎開前の硫黄諸島を直接知る人びとが、次々と鬼籍に入り

▼40  
菊池滋「帰島促進三十年」財団法人小笠原協会／小笠原諸島返還三〇周年記念事業実行委員会編『小笠原諸島返還30年記念誌―過去と現在から未来を展望する―小笠原諸島返還三〇周年記念誌編集委員会一九九八―一九九頁』

▼41  
財団法人小笠原協会編『小笠原四三三、一九九七、二一〇頁』

▼42  
東京都総務局三多摩島しょ対策室編『硫黄島問題の基本的方向について―その課題と提言―一九七九、四七頁』

つつある。

「イオウトウ」には「地上戦」という表象が重ねられ続けてきた。「オキナワ」の傍らでしばしば忘れられてきた「もうひとつの地上戦」というわけだ。もちろん「オキナワ」に「唯一の地上戦」という言説が重ねられることには、さまざまな問題がある。「オキナワ」に「唯一の地上戦」を重ねた瞬間に、「イオウトウ」は忘れられる。「オキナワ」に重ねられる「住民を巻き込んだ唯一の地上戦」という言説は、もっと巧妙である。この言説は、「イオウトウ」に住民がいたこと、そこに社会があったこと、そして住民のなかに地上戦に動員された人びとがいたこと、そして地上戦によって故郷が壊されたことを、かき消してしまうことができるからだ。

だがなにより留意すべきは、「唯一の」あるいは「もうひとつの」という形容詞が暗黙にナショナルな枠組みを前提としており、つねに現在の国境を特権化する効果をもっていることである。当たり前なことだが、マニラの市街戦や太平洋の島々の戦闘を思い起こすまでもなく、日本帝国が引き起こした戦争によって地上戦に巻き込まれた地域は、現在の日本の国境内部にかぎられるものではない。

石原俊（いしはら しゅん）

一九七四年、京都市生まれ。千葉大学大学院人文社会科学部研究科助教（二〇〇九年四月より明治学院大学社会学部准教授）。京都大学大学院文学研究科（社会学専修）博士（後期課程修了）。博士（文学）。

専門分野は、歴史社会学・地域社会学。現在の主要研究テーマは、〈群島と海〉からみた近代日本の社会史。単著に『近代日本と小笠原諸島―移動民の島々と帝国』（平凡社、二〇〇七年、第七回日本社会学会奨励賞受賞）。論文に「移動民と文明国のはざまから―ジョン万次郎と船乗りの島々―」（『思想』九九〇号、岩波書店、二〇〇六年）など。近刊予定（共著）に『ローバリゼーションと植民地主義』（人文書院）や『社会学ベインックス第9巻・政治・権力・公共性』（世界思想社）などがある。二〇〇九年は『週刊読書人』の「論潮」欄（月一回）を担当中。

プロフィールは発行当時のものです。

しかし他方で〈地上戦〉を歴史化・文脈化していくこうした作業を、戦争に地上戦はつきものだから、地上戦はどこにでもあったというような、死（者）をあたかも交換可能なものとして相対化し一般化する言説に帰着させてはけっしてならない。

ゆえに硫黄諸島民の経験の〈伝達〉には、きわめて慎重な文脈化が要求される。本稿はその序説的な作業を行ったにすぎない。だが、そこに住んでいた人が誰もいなくなってしまう前に、氾濫する「地上戦」にまつわる言説の傍らで、硫黄諸島を故郷として生きてきた人びと、あるいは硫黄諸島という故郷を異郷として生きる人びとの経験を叙述していく作業が求められている。

付記

インタヴューに快く応じていただいた浅沼領行さん、浅沼さんを紹介いただいた池田実さん、本稿では直接言及していないがインタヴューさせていただいた元島民の方がた、資料収集に際して多くにお世話になった小笠原村教育委員会の島田綱子さん、東京都立図書館をはじめとする関係各資料館のみなさまに、深い感謝の意を表したい。引用文中の旧字体については、原則として新字体もしくはそれに近い字体に改めた。引用文中の「」内は筆者（引用者）による補足であり、傍点もすべて筆者（引用者）によるものである。